

2016年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則

2015年11月26日制定

2016年 1月 1日施行

第1章 大会告知

第1条 競技会特別事項

本選手権競技会のオーガナイザーは当該競技会の特別規則に本統一規則第1章の各項目を明記すること。
また、特別規則の内容は本統一規則の内容に相反したり、また重複しないこと。

○競技会の定義および組織

2016年JAF全日本[ジムカーナ/ダートトライアル]選手権第 戦「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）のFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその付則、**2016**年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、**2016**年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則、スピード行事競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

○競技会の名称

2016年JAF全日本[ジムカーナ/ダートトライアル]選手権第 戦
「[競技会の名称]」

○競技種目

[ジムカーナ/ダートトライアル]

○競技の格式

JAF公認：国内競技、JAF公認番号 年 号

○開催日程

2016年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 日間

○競技会開催場所（コース公認No. -[I/II]- ）

名称：

所在地：

担当者名：

TEL：

FAX：

○オーガナイザー等

オーガナイザーの名称：

代表者名：

所在地：〒

TEL：

FAX：

[共催の場合3クラブまでの名称を記載]

登録したサービスカーは、パドック内のオーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。登録以外の車両積載車等の車両は、オーガナイザーが指定する駐車スペースに置くこと。

○競技のタイムスケジュール

- ・ゲートオープン [時刻を記載]
 - ・公開練習（実施の場合は明記）[時刻を記載]
 - ・公式受付 [時刻を記載]
 - ・参加確認受付 [時刻を記載]
 - ・公式車両検査 [時刻を記載]
 - ・慣熟走行（歩行） [時刻を記載]
 - ・開会式 [時刻を記載]
 - ・ドライバーズブリーフィング [時刻を記載]
 - ・第1ヒート [時刻を記載]
 - ・慣熟走行（歩行）（第1ヒート終了後 分後）
 - ・第2ヒート（第1ヒート終了後 分後）
 - ・表彰式（閉会式） [予定時刻を記載]
- [※公式練習、公式予選等を設ける場合は、その詳細を記載すること。]

○その他の事項

- 1) 慣熟走行（歩行）：[走行か歩行かを記載]
- 2) 賞典 : 国内競技規則4-8-19) に基づく賞の細目。
- 3) [選手権対象外で併催するクラスがあれば記載]
- 4) [第23条（統一規則）競技上のペナルティー以外にペナルティーを規定する場合は、JAFの承認を得て記載]

○諸施設の見取り図

下記諸施設の位置を明示した見取り図を特別規則または公式通知にて示す[参加受理書と共に発送すること]。

- 1) パドック
- 2) 参加受付場所
- 3) 車検場
- 4) 競技会事務局
- 5) 審査委員会室
- 6) 公式通知掲示板
- 7) ブリーフィング会場
- 8) 医務室
- 9) 計時・コントロール室
- 10) 表彰式会場

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

- 1) 当該年の日本ジムカーナ/ダーツトライアル選手権規定第11条に従う。
- 2) 全日本ジムカーナ選手権におけるPN部門およびAE部門に参加する車両は、下記事項を満たしたタイ

ヤを使用すること。ただし、下記(2)による縦溝のみを有したタイヤの使用は認められない。

- (1) 日本自動車タイヤ協会（JATMA）の定めるJATMAラベリング規格における転がり抵抗 C 以上、ウェットグリップ d 以上であること、または欧州のグレーディング規格における転がり抵抗 F 以上、ウェットグリップ E 以上のタイヤであること。
 - (2) 上記(1)を満たしたタイヤでかつタイヤ接地面にタイヤを1周する連続した複数の縦溝を有していること。
 - (3) 当該縦溝はトレッドウェアインジケータ（スリップサイン）が出るまで維持されていること。
- 3) 全日本ダートトライアル選手権におけるN部門クラス2に参加する車両のうち、下記(1)あるいは(2)に定める条件を満たす車両については、当該年のJAF国内競技車両規則第3編第4章スピードN車両規定第4条4.2)の「当該自動車製造者発行のカタログ等の主要諸元一覧表の車両重量（同一車両型式）に50kg増量された値とする。」は適用しない。
- (1) FIAまたはJAF公認車両であり、同一車両型式の最も古い公認発効年が2006年の1月1日以降の車両。
 - (2) JAF登録車両であり、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年の1月1日以降の車両。
 - (3) 当該車両がFIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両として資格を重複して有する場合は、同一車両型式の公認発効年またはJAF登録年の最も古い年から起算して、上記(1)あるいは(2)に定める年数による資格を決定する。

第3条 競技クラス区分

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第12条に従う。

第4条 参加者および競技運転者（ドライバー）

- 1) 参加者は、有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効なJAF発給の競技運転者許可証の所持者でなければならない。
- 3) 満20才未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第5条 参加受理優先基準

- 1) シードドライバー。
- 2) 前年および当該年度の全日本および地方選手権の上位入賞者。

第6条 同一競技会の参加制限

- 1) 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
- 2) 同一車両による重複参加は、同一クラス内に限り認められる。

第7条 参加申込方法および参加受理

- 1) 所定の参加提出書類に参加料等を添えて、大会事務局まで送付すること。参加料は現金書留の他振り込み等も認められる。
- 2) 参加車両名は15字以内とし、必ず車両名（型式ではなく通称名：ヴィッツ、マーチ等）を入れること。

- 3) 組織委員会は国内競技規則4-19に従い、参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告しなければならない。この場合の参加料等は返金される。
なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
- 4) 参加受理の諾否は参加受理書にて通知する。
- 5) 参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。
- 6) 参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力により参加できない時は、参加確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

第8条 参加者に対する指示および公示

- 1) 競技会審査委員会は国内競技規則4-9および10-10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
- 2) 当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板に公示される。
- 3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第9条 車両の変更

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

第10条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。
また、公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。
- 3) すべての参加者は公式車両検査と同時にスピード行事競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
- 4) JAFが指定した競技番号（ゼッケン）を公式車両検査前までに車両の左右に貼付すること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は、車両の改造等が不相当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長は、PN部門、N部門、SA部門各クラス上位入賞車両に対する最終車両検査として、当該車両が装着したタイヤ2本（ホイールは含まない）の提出を求めることがある。当該検査の対象となった参加者はその指示に従ってタイヤを提出しなければならない、これに対する抗議は認められない。なお、提出したタイヤは返還されないものとし、オーガナイザー発行の受領証と引き換えに同一モデル・サイズ

の未使用新品タイヤが提供される。

- 9) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 10) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 11) 競技車両は、公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとし（コース走行中または走行のための移動を除く）、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。
- 12) 参加者は、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第5章第32条2. に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。
- 13) 参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第3章 競技に関する基準規則

第11条 競技コース

- 1) 競技コース（公式練習、公式予選を含む）は、競技会審査委員会に承認されたものが、公式通知掲示板に掲示された上、参加確認受付時に公式通知として参加者に配付される。
- 2) 競技コース図に記載される事項は、以下の通りとする。
 - (1) スタート・走路・決勝の各審判員の判定場所（ポスト）
 - (2) 救急・消火・レスキュー等の車両待機場所
 - (3) 医師（看護師等の有資格者配置の場合、同資格者も含む）待機場所
 - (4) 技術委員長待機場所
 - (5) 重複参加者（Wエントリー）交代場所
 - (6) 排出ガス測定場所・タイヤ申告場所
 - (7) 停止線（パドック導入路前）
 - (8) 出走前のサービス可能な最終地点
- 3) 公開練習のコース設定は、競技コースと異なる設定にて行われる。

第12条 ドライバーズブリーフィング

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第26条に従う。

第13条 慣熟走行または慣熟歩行

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第28条に従う。

第14条 スタート

スタート前、コース査察車（マーシャルカー）は、赤旗または赤色ライトを表示しながら最終点検走行を実施しなければならない。

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、ランニングスタートとする。
- 3) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会承認のもと、その内容を公式通知で示す。

第15条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行いその旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第16条 一般安全規定

- 1) スピードN車両部門、スピードSA車両部門、スピードSC車両部門およびスピードD車両部門に参加する車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーを装着しなければならない。

スピードPN車両部門およびスピードAE車両部門に参加する車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーの装着が推奨される。

- 2) オープンカーは乗員保護のため、ジムカーナ競技については4点式以上、ダートトライアル競技については6点式以上のロールバーを装着しなければならない。

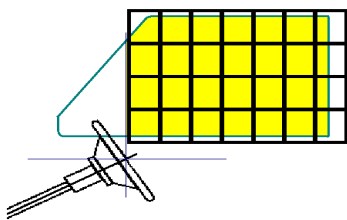
- 3) 全ての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。

- 4) 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。

競技会場内に限り、運転席側の窓内側にネットを装着することができる。

ダートトライアル競技についてはネットの装着を強く推奨する。

その場合、ネットは以下の仕様でなければならず、窓の開口部をステアリングホイールの中心まで塞がなければならない。



- ・材質：耐摩耗性のあるもの
- ・帯の最小幅：19 mm
- ・網目の最小サイズ：25×25 mm
- ・網目の最大サイズ：60×60 mm
- ・装着要領：脱着可能であること

ロールバーにネットを装着する場合、ロールバーに加工を施してはならない。

取付具を用いて装着する場合、取付具が突起物とならないこと。

- 5) パドック内での移動は、最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 6) ゴール（フィニッシュライン）後の直線区間（減速レーン）では一旦停止せずに最徐行にて移動し、当該区間（減速レーン）通過後のパドックへの導入路にて一旦停止後、パドックへ移動すること。
- 7) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジットジャッキ（通称ウマ）を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 8) パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んで서는ならない。
- 9) パドック内で給油する場合は、粉末消火器（国家検定合格済の薬剤質量3kg以上）を準備し、給油すること。

第17条 タイヤ

スピードPN車両部門、スピードN車両部門、スピードSA車両部門およびスピードAE車両部門に参加する車両のタイヤについては、ジムカーナ/ダートトライアル競技別に下記事項が適用される。また、競技期間中、機材等を用いてタイヤを意図的に加熱、保温することは禁止される。

1) ジムカーナ競技：

- (1) 1つの競技会で使用できるタイヤの本数は1セット（4本）のみとする。
- (2) 第1ヒートのスタート前に競技会技術委員長により、装着しているタイヤ1セット（4本）がマーキングされる。
- (3) マーキングされたタイヤは、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは変更、交換および/または裏組みをすることは許されない。

2) ダートトライアル競技：

- (1) 1つの競技会で使用できるタイヤの本数は最大8本とし、銘柄およびサイズの異なるタイヤを任意に組み合わせ使用することができる。ただし、同一銘柄のタイヤは最大4本とする。
- (2) 第1ヒートのスタート前に競技会技術委員長により、装着しているタイヤ1セット（4本）がマーキングされる。
- (3) マーキングされたタイヤを第2ヒートに使用しない場合は、最終車両検査または車両保管もしくは正式結果の発表があるまでは参加者が保管する。
- (4) 第1ヒートでタイヤがバースト、またはトレッド部の欠損が著しく交換を要する場合は、次の事項を条件に最大2本まで同一溝パターン（銘柄およびサイズ）のタイヤに交換することができる。
 - ① 自車の第1ヒート走行終了直後に競技会技術委員長（または技術委員）に口頭で申告するとともに交換を要するタイヤの確認を受ける。
 - ② 競技会技術委員長（または技術委員）の確認を受けた後、速やかに交換するタイヤに書面（参加部門クラス、参加者名および参加車両の型式、交換するタイヤのサイズ、理由）を添えて申告する。
 - ③ 競技会技術委員長（または技術委員）は、交換したタイヤにマーキングを行う。

第18条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。当該年の国内競技車両規則第4編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」の耐火炎レーシングスーツ、耐火炎レーシングシューズ、耐火炎レーシンググローブの着用を推奨する。
- 2) 競技ヘルメットは、JAF「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものの着用を義務付ける。この適合性は、ラベルで表示されるかまたは証明できなければならない。

第19条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則「スピード行事における旗信号に関する指導要項」に定められた信号によって伝達される。

なお、灯火信号等の本統一規則に定めていないものを使用する場合は、バックアップ体制を含めて特別規則に記載される。

国旗またはクラブ旗：スタート合図

黄旗	: パイロン移動、転倒、脱輪
黒旗	: ミスコース
赤旗	: 危険有り直ちに停止せよ
緑旗	: コースクリア
チェッカー旗	: ゴール合図

第20条 競技の中断

- 1) 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要がある場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時にオブザーベーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図と同時に走行中の車両はただちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

第21条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は、自動計測機器にて1/1000秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 3) 自動計測機器は、独立した自動計測器によるバックアップ体制をとり、センサー等はコントロールライン上に設置し、位置や高さを統一するとともに外的要因による影響を受けないように保護すること。
- 4) 万一自動計測機器による計測不能等が発生した場合に限り、2個以上のストップウォッチにて1/1000秒以上まで計測し、その平均タイムを成績とする。
- 5) 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は、結果成績表からその名前が抹消される。

第22条 順位決定

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

第23条 競技上のペナルティー

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー（パイロン）の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 6) 4輪がコースから脱輪した場合（コースアウト）は、当該ヒートを無効とする。
- 7) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 8) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 9) ドライバーズブリーフィングに欠席の場合罰金3万円、遅刻の場合1万円とする。
- 10) 第17条に反してタイヤを変更、交換および/または裏組みをした場合、その本数に拘わらず、当該ヒートの走行タイムに2秒を加算する。

- 1) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

第24条 審判員

- 1) 国内競技規則10-20に基づく審判員の判定事項は、本統一規則第23条1)～8) および11) とする。
- 2) 審判員の氏名は、公式プログラムまたは公式通知で示される。

第4章 抗議

第25条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第26条 抗議の制限時間

- 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第27条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

当該年の日本ジムカーナ/ダーツトライアル選手権規定第31条に従う。

第6章 儀典および賞典

第28条 儀典

- 1) オーガナイザーは、優秀な成績を収めた者の栄誉を称え、全日本選手権競技会として相応しい設営と運営を行うこと。
- 2) 参加者および競技運転者は、オーガナイザーの指示に従い遅滞なく行動しなければならない。

第29条 賞典

- 1) JAF賞：全部門・全クラスの1位～3位に対してJAF楯が授与される。ただし、当該年の日本ジムカーナ/ダーツトライアル選手権規定第15条2. に従い当該クラスが成立していること。
- 2) オーガナイザー賞：オーガナイザーは当該競技会の特別規則に内容を記載すること。
- 3) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものとして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

第7章 参加者および競技運転者の遵守事項

第30条 遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態について本連盟ならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、当該選手権に係わる全ての者に全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。

第8章 本統一規則の解釈および施行

第31条 本統一規則の解釈

競技会中に本統一規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第32条 罰則

- 1) 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本統一規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第33条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本統一規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本統一規則に記載されていない事項については、J A F国内競技規則とその付則、およびF I A国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本統一規則発行後、J A Fにおいて決定され公示された事項は、すべての規則に優先する。

以上